

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業（ほ場整備事業）長池地区三谷工区）計画を変更することについて平成23年5月17日認可した。

平成23年5月24日

香川県知事 浜 田 恵 造